

I 地質・土質調査業務

地質・土質調査業務特別仕様書記載例

地質・土質調査業務特別仕様書記載例	
項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	本業務は、〇〇事業の一環として建設される〇〇の設計に資するため、地質調査を行うものである。
(場所) 第1-3条	業務位置は、〇〇県〇〇市(郡) 〇〇地内(地先)で別添位置図に示すとおりである。
(一般事項) 第1-4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添施工位置図のとおりである。 なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。 (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

作成要領及び留意事項												
内 容	契約書	共通仕様書										
<ul style="list-style-type: none"> 作業の目的を簡潔に記載する。 	第1条	第1-1条										
<ul style="list-style-type: none"> 業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、地質調査作業の内容に応じ必要なものを記載する。 有価木の伐採等補償を伴う場合は、発注者の補償している範囲(規格、数量等)を示すとともに、受注者の負担を具体的に記載する。 伐採等補償の全額を受注者に負担させる場合は、その旨を記載し、相当する金額を積算しておく必要がある。 ISO9000s認証取得(JIS Z9002-1994 [ISO9002:1994])を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。 	第13条	第1-15条										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(履行義務) 第1-9条</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 本業務の実施にあたっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。 </td> </tr> <tr> <td>(品質システム文書の取扱い) 第1-10条</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。 </td> </tr> <tr> <td>(品質システムの変更) 第1-11条</td> <td>受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。</td> </tr> <tr> <td>(発注者への協力) 第1-12条</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	(履行義務) 第1-9条	<ol style="list-style-type: none"> 本業務の実施にあたっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。 	(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。 	(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。	(発注者への協力) 第1-12条	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。 		
項 目	内 容											
(履行義務) 第1-9条	<ol style="list-style-type: none"> 本業務の実施にあたっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。 											
(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。 											
(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。											
(発注者への協力) 第1-12条	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。 											

地質・土質調査業務特別仕様書記載例																				
項 目	内 容																			
(管理技術者) 第1-5条	<p>1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>建設—土質及び基礎 応用理学—地質</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>土質及び基礎</td> </tr> <tr> <td>応用理学</td> <td>地質</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>理学又は工学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>地質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載例－1) 2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>(記載例－2) 2 別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>		資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	建設—土質及び基礎 応用理学—地質	建設	土質及び基礎	応用理学	地質	博士	理学又は工学		シビルコンサルティング マネージャー	地質		土質及び基礎	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目																		
技術士	総合技術監理	建設—土質及び基礎 応用理学—地質																		
	建設	土質及び基礎																		
	応用理学	地質																		
博士	理学又は工学																			
シビルコンサルティング マネージャー	地質																			
	土質及び基礎																			
(配置技術者の確認) 第1-6条	<p>共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-11条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																			
(保険加入) 第1-7条	<p>受注者は、共通仕様書第1-38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																			
(技術員等の配置) 第1-8条	<p>本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。</p>																			

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書
<ul style="list-style-type: none"> 記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 技術士の地質・土質業務の該当する部門としては、建設部門で「土質及び基礎」、応用理学部門で「地質」等の選択科目がある。 シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の該当する部門では、地質部門、土質及び基礎部門がある。 技術士、RCCMの資格部門の種類等については、別紙表－1を参照し該当する部門・選択科目を記述する。 設計業務と一括発注する場合は、設計業務で管理技術者の配置を記載するので、この第1-5条（管理技術者）は省略する。又、測量業務と一括発注する場合は、当該業務が支配的な業務（業務価格が高価な場合）にあたる場合に記載する。 <p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p>	第10条	第1-6条
<p>現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。</p>		第1-10条 第1-11条
		第1-38条

地質・土質調査業務特別仕様書記載例								
項目	内	容						
(業務写真における黒板情報の電子化) 第2-3条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。</p> <p>（１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>（２）機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>（４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>（５）費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p>							
第3章 貸与資料 (貸与資料) 第3-1条	<p>貸与資料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 料 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	資 料 名	数 量	備 考				
資 料 名	数 量	備 考						
(貸与資料の取扱い) 第3-2条	<p>第3-1条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>（１）貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。</p> <p>（２）貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。</p>							
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-9条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 現地作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ () 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>							

作成要領及び留意事項			
内	容	契約書	共通仕様書
	<p>・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。</p>		
	<p>・貸与資料は、個々の作業において必要な物を記載する。 (記入例) ○○年度○○ダム地質調査その○業務 一式 ・支給材料（物品）がある場合は、次条に（支給材料）として、その内容を記載する。</p>	第16条	第1-12条
			第1-4条
	<p>・打合せは、解析等調査業務での打合せ段階を示し記述している。</p>		第1-9条

地質・土質調査業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>(記載例-2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部</p>	
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇農政局〇〇事業(務)所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) その他</p>	
(業務スライドの試行) 第6-2条	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受</p>	

作成要領及び留意事項			
内 容	契約書	共通仕様書	
<p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p> <p>・成果物の出力の提出を求める場合は以下の内容を記載する。 (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>			
<p>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料(宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金)を添付し、監督職員と協議すること。</p>	第17条～ 第20条	第1-22条～ 第1-25条	
	第58条		

地質・土質調査業務特別仕様書記載例	
項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>注者に通知しなければならない。</p> <p>ただし、発注者が（２）、（６）の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（９）業務スライドの試行に係る運用については、（１）に記載の通知に基づくものとする</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書
	第58条	

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者について】 ・地質・土質調査業務共通仕様書第1-6条第3項また、設計業務共通仕様書第1-6条第3項による業務に該当する部門は、下記の表-1のとおりです。 表-1 資格部門及び選択科目表 ① 技術士		第1-5条	第1-6条
技術部門	選択科目		
機 械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械		
船舶・海洋	船舶、海洋空間利用、船用機器、船舶・海洋		
航空・宇宙	機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム		
電気電子	発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム		
化 学	セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス		
織 維	紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品		
金 属	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム		
資源工学	固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化		
建 設	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境		
上下水道	上水道及び工業用水道、下水道、水道環境		
衛生工学	大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理		
農 業	畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画		
森 林	林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産		
水 産	漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通		
経営工学	生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント		
情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤		
応用理学	物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質		
生物工学	細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学		
環 境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価		
原子力・放射線	原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用		
総合技術監理	総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業－農業土木、農業－農業農村工学、応用理学－地質など）		
※下線部は、平成31年度の技術士試験改正以前の選択科目名称であるため、特別仕様書に記載する際は、改正後の名称についても併記すること。			

別 紙				
内 容			特別仕様書	共通仕様書
② シビル コンサルティング マネージャー (RCCM)				
RCCMの部門				
1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	12	地質部門	
2	港湾及び空港部門	13	土質及び基礎部門	
3	電力土木部門	14	鋼構造及びコンクリート部門	
4	道路部門	15	トンネル部門	
5	鉄道部門	16	施工計画、施工設備及び積算部門	
6	上水道及び工業用水道部門	17	建設環境部門	
7	下水道部門	18	機械部門	
8	農業土木部門	19	水産土木部門	
9	森林土木部門	20	電気電子部門	
10	造園部門	21	廃棄物部門	
11	都市計画及び地方計画部門	22	建設情報部門	

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙〇（第1-5条、第4-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額